

国立大学法人岐阜大学における学長の選考に関する基準について

平成28年3月30日

学長選考会議決定

国立大学法人岐阜大学学長選考等要項第3第2項に基づき、学長に求められる資質・能力を次のとおり定める。

学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、心身ともに健康であり、かつ、岐阜大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者で、以下に掲げる資質・能力を兼ね備えたものとする。

- 1 岐阜大学の理念と目標を踏まえ、本学に対する社会の要請を的確に把握し、本学の強み・特色、社会的役割を最大限に発揮するための明確なビジョンを示し、それを実現するための戦略及び強い意志と意欲を有している者であること。
- 2 岐阜大学の最高責任者として学内の合意形成に配慮しつつ、強力なリーダーシップを発揮し、社会や時代の動向を的確に捉え、大学の機能の充実強化を積極的に推進する者であること。
- 3 適切な人材活用による効果的で機動的な組織運営及び安定的な財政基盤の確立と最適な資源配分を実現できる経営マネジメント能力を有する者であること。
- 4 地域社会との連携・協働により課題解決を図るとともに、地域に根差した国際化を推進し、地域の活性化に貢献する人材を養成・輩出することにより、地域社会との信頼関係を築き、幅広い信望と支援を得ることができる者であること。